

**東京都環境審議会
企画政策部会（第11回）**

日 時：平成17年7月15日（金）午後3時00分～
場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室25

【山内企画調整課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから東京都環境審議会企画政策部会を開会いたします。

きょうは大変お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

私、環境局総務部企画調整課長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後初めての企画政策部会でございますので、部会長が選任されますまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

ただいまご出席の委員数は8名であり、企画政策部会の委員総数11名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立しております。

なお、本日は新たなメンバーによる初めての企画政策部会ですので、改めて委員の皆様のご紹介を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

私から向かって左側からになります。

飯田委員でございます。

【飯田委員】 よろしく申し上げます。

【山内企画調整課長】 市川委員でございます。

【市川委員】 市川でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 大谷委員でございます。

【大谷委員】 大谷でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【山内企画調整課長】 大塚委員ですが、きょう少し遅れて来られるということでご連絡をいただいております。

続きまして、窪田委員でございます。

【窪田委員】 窪田です。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 続きまして、私から向かって右側となります。下村委員でございます。

【下村委員】 下村でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 原委員でございます。

【原委員】 どうも、原です。

【山内企画調整課長】 福川委員でございます。

【福川委員】 福川です。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 森口委員でございます。

【森口委員】 森口でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 ただいまご紹介いたしました委員の皆様のほか、本日も都合によりご欠席されております原田委員、原沢委員の11名の方々でこの企画政策部会のメンバーとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております環境局の職員の紹介をさせていただきます。

大野企画担当参事でございます。

【大野参事】 大野でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 この審議会を担当しております小川調整担当副参事でございます。

【小川副参事】 小川です。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 それから、木村都市地球環境部計画調整課長でございます。

【木村計画調整課長】 木村です。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 保坂環境改善部基準担当副参事でございます。

【保坂副参事】 保坂でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 鈴木自動車公害対策部計画課長でございます。

【鈴木計画課長】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 渡邊自然環境部緑環境課長でございます。

【渡邊緑環境課長】 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 中村廃棄物対策部計画課長でございます。

【中村計画課長】 中村でございます。

【山内企画調整課長】 それでは、ただいまから議事の方に入らせていただきます。

本日は、委員改選後の初めての企画政策部会でございますので、まず部会長をお決め願いたいと思います。

部会長は審議会規則に基づき部会所属の委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、今回は事務局からご提案をさせていただきたいと思っております。

平成14年2月に策定しました、今日点検をお願いしております環境基本計画の取りまとめに携われ、また、平成15年11月からこの1つ前の期の審議会では温暖化に関する新たな仕組を構築した際に、企画政策部会の部会長代理を務められました福川委員にお願いしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【山内企画調整課長】 それでは、異議なしということでございますので、福川委員にお願いしたいと思います。

それでは、福川委員、部会長席にお着きいただきますようお願いいたします。

【福川部会長】 今、互選いただきました福川と申します。ご紹介いただいたように、現在の環境基本計画の始まりから、これに基づく地球温暖化のことまでやらせていただきましたので、多分原委員もそうだったかと思えますけれども、これからこの点検を皆さんと一緒にやっていきたいと思えますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

それで、運営要領の第3第2項というところに「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代行する」とあります。それで、その委員の方として、まだいらしていないんですけれども、大塚委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様のご異論はないでしょうか。まだです。いらしたらお願いしたいと思っております。

それでは、議事次第に従って早速始めさせていただきたいと思っております。時間が1時間半ぐらいということだと伺っていますので、なるべくきばきと、そして討論の時間を多くしたいと思っております。

それでは、議事の2番ですね。「東京都環境基本計画」の点検について、事務局の方からお願いしたいと思います。

【小川副参事】 事務局の方からご説明させていただきます。先ほどご紹介いただきました調整担当の小川と申します。縁あって、この基本計画を策定するときに係長でこちらにありまして、点検も自分でやるということで、深い縁を感じているんですけれども、ちょっと時間がございませんので、非常にはしゃったご説明になろうかと思えますけれども、その辺はご容赦いただきまして、委員の皆様からいろいろな新しいご意見をいただければと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

では、こちらの基本計画について簡単に内容を見ていただきながら、計画の進捗状況ということでご説明させていただきたいと思っております。

基本計画のまず5ページをお開きいただけますでしょうか。お手元に冊子がございます。5ページのちょうど上段のところに4ということで、環境基本計画の基本理念ということで掲げてございまして、今回の基本計画の基本理念といたしましては、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」ということで、大きな目標を理念として掲げてございます。

1ページおめくりいただきまして6ページの左上ですけれども、この基本理念を実現するために、各分野といたしまして3つの基本目標を置いております。お手元資料1をあわせてご覧いただけますでしょうか。A3の横長の資料になってございます。ちょうど7ページの方に記載しております施策の体系と同じようなものが資料1に記載されておりますけれども、3つの基本目標といたしまして、1つ目が健康で安全な環境の確保、2つ目が都市と地球の持続可能性の確保、3つ目といたしまして自然環境の保全と再生と、この3つの基本目標を置いております。各基本目標の下に、個別のそれぞれの分野ごとの施策を掲げてございまして、それに対応する目標といたしまして、資料1のちょうど中段、真ん中のところがございます。おおむね2015年を目途といたしました目標を掲げてございます。全部読み上げますとこれだけで時間がかかってしまいますので、その右側の欄、経過のところとあわせて主なところの状況についてご説明いたします。

特に一番上のところをごらんください。浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境測定局の適合割合が経過のところを書いてございます。この2つにつきましては、平成16年度の結果ということで記載されております。一般環境測定局、自動車排出ガス測定局につきましては、一般環境測定局で47局中47局の適合、また自動車排出ガス測定局では34局中33局の適合ということで、これまでなかったような大気の状態が改善しております。また、二酸化窒素につきましても、一般環境測定局では44局中44、また自排局におきましても34局中16ということで、非常に高い達成状況となってきております。

次に、その下の四角の中をごらんください。PRT法による報告ということで、15年度の排出量4,000トン。また、環境確保条例による排出量7,700トンという記載がございます。平成14年度の数値がこちらには書いてございませんけれども、それぞれ4,300トン、また8,000トンということで、約300トンの排出量の減ということになってございます。

さらに中段ですけれども、産業廃棄物の最終処分量といたしまして、平成14年度に247万トン、11年度が291万トンということで、約40万トンほどの減ということになってございます。

また、自然環境につきましては、新しい取り組みといたしまして森林再生事業というのを開始しております。平成15年度の実績としまして、753ヘクタールの間伐事業を行っております。

そのほか、それぞれの目標を掲げまして事業をそれぞれ展開しておりますけれども、個別

の具体的な事業につきましては、資料2に基づきまして説明させていただきたいと思ます。

それでは、資料2の方をごらんください。

資料2の表紙のところですが、東京都環境基本計画の進捗状況といたしまして、先ほど申しました基本目標を3つ囲ってございます。1つ目の健康で安全な環境の確保といたしまして、独自の規制等により、劇的に大気環境を改善する巨大な成果ということでございます。これにつきましては、ディーゼル車対策により大気環境を大幅に改善、また有害化学物質排出抑制と化学物質に関する子どもガイドラインの策定など、主な取り組みとしてここに記載させていただいております。

次に2つ目といたしまして、都市と地球の持続可能性の確保でございます。こちらにつきましては、前期の審議会の中でご議論いただきました地球温暖化対策計画書など、先駆的な制度の導入など、持続可能な都市づくりに向け重要な一歩を踏み出すということで取りまとめまして、地球温暖化対策計画書制度を改正し、評価・公表制度を導入。また、再生可能エネルギーを導入するパイロット事業の実施。さらにスーパーエコタウン事業の推進と産業廃棄物の適正処理に向けた報告・公表制度の新設などがございます。

さらに3番目といたしまして、自然環境の保全と再生でございます。失われつつある自然環境の保全と再生に向けた取り組みに着手ということで、環境に着目いたしました森林管理を行う森林再生事業の開始。また、自然保護条例に基づく屋上緑化等の推進。さらに都レンジャーの配置と小笠原世界自然遺産登録に向けた取り組みなどがございます。

それぞれの分野につきまして、いまして詳しくご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。

左側にそれぞれの事業、または個別事業の具体的な数字を記載させていただいております。右側のページにつきましては、それぞれの施策につきまして関連する表または図を用意させていただきました。

初めに、第1節 自動車公害対策の徹底でございます。こちらにつきましては、ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底といたしまして、環境確保条例によるディーゼル車排出ガス規制を平成15年10月より実施しております。その規制開始日を迎える前に規制対象車となるディーゼル車の規制適合というのが1つの大きな課題となっておりました。

これまでの主な取り組みをダイヤのマークの順にご説明いたします。

規制対応のために、新車への代替または粒子状物質減少装置の装着促進といたしまして、新規適合車の購入あっせんの融資、または粒子状物質減少装置の装着の補助などを用意いた

しまして、事業者の方に適切に対応していただく準備をいたしました。また2つ目のダイヤのところですが、規制開始1年前、平成14年9月から平成15年10月の規制開始に向けて円滑な実施のために、全庁を挙げて違反ディーゼル車一掃作戦というのを実施しております。こちらにつきましては、右側のページの図表のところ全体に概略が書いてございます。主な取り組みといたしまして、規制対象となる約20万台について、規制開始前に約8割の対応を済ませる。また、自動車GMEN75名で約4,000車への立ち入り指導。さらに荷主事業者に対して個別訪問などをして規制対象とする。さらには全庁的に配送・工事等で適合車の使用を実施していただく。こういう取り組みを進めて規制対象前に約8割という対応を済ませたということでございます。

また、来年平成18年4月からは第2段階目の規制ということで、右側の図の右の上になりますけれども、2段階目の規制が実施される予定となっております。

個別にさらにもう少し細かく見ていきますと、非ディーゼル車への代替といたしまして、環境確保条例による低公害車導入義務、これにつきましては、172の事業所のうち139の事業所で達成。全体のうち8割がこの目標を達成している状況でございます。また、CNG・LPG車につきましては、それぞれ約1.7倍、2.8倍ということで、適合車の割合がふえてございます。

さらに、その下ですが、粒子状物質排出量の少ないディーゼル車の投入といたしまして、自動車メーカーへ低PM車の開発を要請。また、さらに新長期対応車の技術開発の要請などをいたしております。1枚おめくりください。3ページでございます。

ディーゼル自動車の対策を進める一方で、燃料の対策も進めてきてございます。1つは、不正軽油の撲滅ということで、主税局と合同で不正軽油撲滅作戦というものを実施しております。

続きまして、2次世代技術による自動車の環境性能の向上でございます。こちらにつきましては、自動車のさらなる低公害化・低燃費化といたしまして、国に対し世界一厳しい排出ガス規制の実現を要請いたしておりました。今般、中央環境審議会におきまして、右側の左になります図のところですが、世界最高レベルの目標値を設定するという答申が出ております。また、下段から2つ目の四角になります。自動車燃料の超低硫黄化ということで、石油連盟に対し低硫黄軽油の早期供給を働きかけてまいりましたけれども、本年1月より超低硫黄軽油、またガソリンの全面供給が実現しております。

1枚おめくりください。5ページになります。

3といたしまして、自動車への依存を減らす都市づくりといたしまして、さまざまな施策を実施しております。1つは、自動車利用から公共交通機関への転換といたしまして、パーク&ライドの実施をいたしております。

また、都市開発による交通量への影響についての対策といたしまして、今般、建物内物流の効率化により、納品車両の流れをスムーズにし、建物周辺の自動車交通環境を改善するというので、環境物流プロジェクト会議というのを開催いたしております。こちらについては、開発事業者、物流事業者とで構成いたします会議を開催いたしまして、今後開発される大規模ビルなどにつきまして、新たな集配のセンターのようなものを設置して物流の改善を講じていくというものでございます。

さらに、物流対策といたしまして、下段から3つ目の四角でございます。百貨店に出入りする納品車両の共同配送の推進による物流車両の削減ということで、関東百貨店協会が納品物流の共同化を決議いたしまして、平成17年度には全加盟店34店舗で実施する予定となっております。現在12店舗で既に実施中ということでございます。

さらに下から2つ目の四角、駐車対策といたしましては、駐車場への入庫をスムーズにし、路上駐車等による交通混雑を緩和するというので、東京都道路整備保全公社によりまして、インターネット上で駐車場の位置、空き情報を提供して、スムーズな駐車誘導を実施しております。

以上で自動車公害対策のご説明を終わります。

次に、7ページをごらんください。

第2節といたしまして、有害化学物質対策の推進でございます。

1といたしまして、有害化学物質の規制、監視の強化でございます。

第1に、法律・条例による規制の徹底と監視の強化といたしまして、環境確保条例に基づき、固定発生源の工場・事業場への排出規制の徹底と管理の強化といたしまして、PRTTR法、環境確保条例による化学物質の適正管理の徹底を進めております。

2つ目に、二次生成されるPM2.5の低減といたしまして、国に先駆け、平成11年度よりPM2.5の常時監視を実施するとともに、光化学オキシダント対策検討会を設置し、光化学オキシダント低減のための窒素酸化物濃度の低下に加え、VOC排出削減対策を進めていくということで提言をいただいております。

さらに3番といたしまして、ガソリンからの炭化水素蒸発防止対策ということで、環境確保条例に基づき、ガソリンスタンド等における蒸発防止設備の設置を義務づけ、平成13年

4月から新設のガソリンスタンドに対して、また平成15年10月1日より既設のスタンドに対してこの設置を義務づけて対策を進めてきているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございます。先ほどの法律、条例に基づく排出量、使用量の把握を進め、集計値をインターネットで公表いたしております。

目標のところでご説明いたしました化学物質の排出量につきましては、その右側のページの棒グラフのところをご覧いただきたいと思っております。

P R T R法に基づく報告として、右側の青い方のグラフ、平成14年度から平成15年度に4,300トンから4,000トンに減少しております。

また、左側の図ですけれども、環境確保条例に基づく報告量といたしまして、平成14年度8,000トンから平成15年度7,700トンと減少に転じてございます。

続きまして、製品代替の促進と人体影響が懸念される化学物質使用の抑制としまして、鉛フリー塗料の普及促進について関係機関へ要請をいたしました。

また、次世代への健康影響に着目した化学物質対策の推進といたしまして、「化学物質に関する子どもガイドライン」を作成いたしております。ガイドラインといたしましては、下に記載してありますとおり、塗料編、室内空気編、殺虫剤樹木散布編、食事編の4つが現在策定されております。

さらに、環境保健対策の推進といたしまして、ディーゼル車排出ガスと花粉症の関連に関する調査委員会を設置いたして、右の左下の図ですけれども、「ディーゼル車排出ガスの花粉症に対する影響について新たな知見」といたしまして、ディーゼル車排出微粒子が人の杉花粉症状の発現や悪化に影響を及ぼすことが初めて明らかになるなどの成果を得ております。さらに、花粉症対策につきましては、八都県市共同で取り組むことといたしまして、花粉症対策の強化を国に働きかけることとしております。

11ページをごらんください。

3といたしまして、水質・土壌汚染の回復でございます。

汚染地下水の浄化につきましては、水質汚濁防止法に基づき、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を実施しております。また、土壌汚染対策のための仕組みの整備といたしまして、環境確保条例、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の調査の届け出約2,900件のうち約490件について汚染を確認、汚染除去等の対策を実施しているという状況でございます。

さらに、土壌汚染対策に係る中小事業者への支援を実施ということで、土壌汚染処理技術フォーラムを開催し、2回目といたしまして、先月6月にもフォーラムを開催しております。

また、低コスト、簡易迅速な調査方法の開発促進についても取り組んでおります。さらに、負の遺産の処理ということで、PCB廃棄物の適正管理の徹底と処理の促進といたしまして、PCB特別措置法及びPCB適正管理指導要綱に基づきまして、都内事業所のPCB保管状況等の把握をしております。平成16年3月末現在で高圧トランス1,700台程度、高圧コンデンサ約2万3,700台という状況になってございます。

13ページをごらんください。

第3節といたしまして、騒音振動等の防止でございます。1 道路交通騒音・振動の防止といたしまして、道路構造対策、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置を進めております。また、こうした取り組みを進めるための優先的対策道路区間の拡大といたしまして、国と設置いたしました東京都道路沿道環境対策検討会で優先対策道路区間を選定したりしております。

1ページおめくりください。15ページでございます。

2 航空機、鉄道、工場等における騒音・振動の防止といたしまして、航空機騒音の防止として、横田飛行場及び厚木飛行場周辺の航空機騒音調査を継続しております。

また、鉄道騒音・振動の防止といたしまして、鉄道騒音・振動低減対策意見交換会を開催し、鉄道事業者に対して、防音壁の設置、ロングレール化促進等の環境対策を要請しております。

さらに、工場・事業場、建設作業などにおける騒音・振動の防止といたしまして、事業者団体等の各種講習会へ講師派遣により、騒音・振動対策を促進し、また公害審査会等による紛争処理にも努めております。

3といたしまして、悪臭の防止、ビルピット対策指導要綱等を改定し、ビルピット問題連絡協議会を開催しております。

また、低周波音・電磁波対策につきましては、電磁波に関する国内情報を収集し、ホームページでリンク集をつくりまして提供している状況でございます。

また、日照障害、風害等につきましては、環境影響評価条例及び技術指針に基づきまして、環境影響評価を実施しております。

17ページをごらんください。

第2章「都市と地球の持続可能性の確保」でございます。

第1節といたしまして、地球温暖化の防止。1 エネルギー需要マネジメントということで、特にCO₂排出量が増大しております業務・運輸・家庭部門での対策の強化ということで取り組んでいるところでございます。

業務部門の対策といたしまして、地球温暖化対策計画書の制度を強化しております。温室効果ガス排出量の多い大規模事業者とともに公共部門を対象にいたしております。

また、建築物環境計画書制度につきましても、エネルギー使用の合理化など、環境性能を評価する評価項目を拡充し、制度の強化を図っております。

さらに、温暖化対策を進めていくに当たりまして、地球温暖化対策推進ネットワークを本年4月に設置いたしております。この中で、温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介、具体的な省エネ対策の相談などを実施していく予定となっております。

運輸部門につきましては、国への要求といたしまして、重量車への燃費基準の設定、また2.5トン以下の小型自動車について、新たな燃費基準の設定を求めてきておりましたけれども、いずれも国において検討が始められているところでございます。

次の百貨店協会の納品、さらに開発事業者・物流事業者との環境プロジェクトにつきましては、先ほどご説明いたしましたので省略いたします。

次に、家庭部門でございますが、家電製品への省エネラベリングの制度ということで、平成14年より東京都で実施しておりましたラベリングのキャンペーンが現在15都府県、12市で実施されております。また、本年7月より東京都では条例として施行されております。

さらに、マンション性能の表示制度を平成17年、本年10月より施行することとなっております。販売時に広告等へ環境性能の表示を義務づけるということで、右の下のマンション表示性能ラベルの図のようなものを広告に表示するという制度でございます。

19ページをごらんください。

家庭部門での新たな取り組みといたしまして、「キッズISO10000人参加計画」というものにも取り組んでおります。平成17年度6月末現在で99校、約7,000人の小学生への取り組みを進めております。また、気象キャスターネットワークとの連携によりまして、地球温暖化出前授業の実施も進めております。

次に2 自然エネルギーなどの導入と活用でございます。

自然エネルギーにつきましては、中央防波堤埋立地に風力発電の設置。また、浄水場等で大規模太陽光発電を設置するなど、リーディング的な取り組みを進めているところでございます。

また、前回の環境審議会でもご議論いただきましたエネルギー環境計画書制度につきまして創設し、平成14年4月より施行しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、21ページでございます。

経済的手法の検討ということで、東京都税制調査会において、環境税、また温暖化対策税というものがご議論されております。また、具体的な動きといたしまして、ちょうど中段になりますが、金融機関の環境配慮行動を求める「環境金融プロジェクト」を開始しております。本年5月、環境ファイナンス東京会議を開催いたしまして、都内金融機関約20行に都知事名で環境対策に資する金融商品の開発を要請いたしました。この要請を受けて、去る11日、商工中金から新たな金融商品の提案を受け、第1号が実現しております。

さらに、4 二酸化炭素以外の温室効果ガスの対策といたしまして、下水汚泥の高温焼却によるN₂O削減の推進。また、冷媒フロン回収と破壊の義務づけといたしまして、第一種フロン類の回収事業者約2,415事業者を登録しております。

続きまして、23ページになります。

ヒートアイランド対策の展開でございます。都市レベルでの対策といたしまして、モニタリングの強化をいたしております。こちらにつきましては、区部100カ所で温湿度の測定。また、20カ所につきましては、風向・風速も含めた調査を実施しております。こうした調査を受けまして、ヒートアイランド対策取り組み方針の策定、また、熱環境マップ等を策定し、本年4月、ヒートアイランド対策推進エリアを設定して、ヒートアイランド対策推進の集中的な対策を誘導するということになっております。

また、平成15年には集中的なヒートアイランド対策モデル事業といたしまして、丸の内地区、汐留地区、麹町地区、西新宿地区で屋上緑化や保水性舗装、再生水の散水などに取り組みました。

次に、風の道の配慮ですけれども、こちらにつきましても、建築物環境計画書制度を強化いたしまして、風の道に配慮した建物の形状、配置について評価項目を加えております。

さらに、区部に残された自然環境の確保ということで、屋上緑化の推進。また、市街地再開発事業で新たな緑地面積1.2ヘクタールの創設など、組織づくりとあわせた緑地の確保というものを進めてきてございます。

25ページでございます。

2 街区、建築物の被覆対策といたしまして、屋上緑化を進めるとともに、小学校の校庭の芝生化を進めております。小中学校を対象にいたしまして、校庭の芝生化を実施するための補助事業を本年実施しております。右側の写真のところにイメージとして写真を提供してございますが、ことしは33カ所で約6万平米の芝生化を進める予定になってございます。

また、建物の被覆対策といたしまして、高反射塗料におけるヒートアイランド対策効果の調査。さらに、屋上緑化によるヒートアイランド対策の効果を検証するための研究も行ってあります。

道路の被覆対策といたしまして、保水性舗装の実施や下水再生水の散水実験なども行ってあります。

さらに3番目、人口排熱の抑制対策といたしまして、建築物環境計画書及び地球温暖化対策計画書制度の強化を実施しております。

27ページをごらんください。

第3節 廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進でございます。

1といたしまして、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進として、事業者の自己回収の促進にかかる容器包装リサイクル法の改正について国への提案を行っております。

また、東京都の取り組みといたしましては、使用済み家庭系パソコンのリサイクルのスキームを構築したり、家庭ごみとして排出されている使用済み注射針を薬局で回収するシステムなど、新たに独自の取り組みを進めているところでございます。

次に建設廃棄物のリサイクルの促進ということで、建設リサイクル法に基づき分別解体・再資源化の適正な実施を確保するため、平成17年5月、現地調査約1,000カ所、指導360件ということで、適正なリサイクルの推進のためのパトロールを実施しております。

また、区市町村へのごみの減量・リサイクル実施に対する支援・助言などをあわせて進めております。こちらにつきましては、廃棄物審議会の方で廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について答申をいただいております。特にマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを徹底すべきということで、区市町村とも連携してその取り組みを促進していくこととしております。

さらに、最終処分量削減に関する区市町村への技術的支援といたしまして、多摩地域のエコセメント化推進に関する技術支援を進めております。

29ページをごらんください。

2といたしまして、環境負荷が少なく、信頼性の高い中間処理・最終処分の推進として、先ほど申しました廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの推進のほか、産業廃棄物処理施設整備の促進を進めております。

スーパーエコタウン事業といたしまして、廃棄物の処理・リサイクル施設の整備を中央防波堤内側及び城南島で実施してございます。右側の図版の方が参考ということで、それぞれ

の地域で、それぞれの廃棄物の処理施設を整備中ということになってございます。

また、一般廃棄物処理施設整備への技術的支援といたしまして、島嶼地域におきましては、管理型処分場の整備に対する技術支援なども行っております。

31ページをごらんください。

産業廃棄物に係る規制・監視体制の強化ということで、近県27都県市で「産廃スクラム27」を、また環境局の中では「産廃Gメン」を設置いたしまして、それぞれ産業廃棄物の不適正処理を監視するという仕事をしております。また、中段の産業廃棄物の報告・公表制度の創設といたしまして、排出事業者の適正処理への取り組みを促進し、処理事業者の処理を透明化することにより、不法投棄問題の解決を図るということで、公表制度を新たに導入しております。

また、医療廃棄物の適正処理、ICタグを活用した大規模病院から排出される医療廃棄物の適正処理についてもシステムを構築しているところでございます。

33ページをごらんください。

第3章「自然環境の保全と再生」でございます。

第1節 自然の保全と再生。1 多摩の森林と丘陵地の保全と再生ということで、森林管理の新たな取り組みといたしまして、冒頭ご説明いたしました多摩の森林再生事業を実施しております。これまでに1,900ヘクタールほどの間伐を実施しております。また、自然保護条例に基づく森林環境保全地域の指定を平成14年12月、青梅の上成木におきまして指定しております。さらに、里山など丘陵地の保全といたしまして、自然保護条例に基づく開発の許可、また保全地域の指定などを実施しております。さらに、保全地域につきましては、ボランティア活動による雑木林の手入れなどの仕組みについても推進しております。

2 市街地における緑の回復と農地の保全といたしまして、自然保護条例に基づく緑化計画書の運用をいたしまして、屋上緑化につきましては、先ほどご説明いたしました58.9ヘクタールの緑が増加しております。

35ページをお開きください。

第2節 水質の保全と水循環・水辺環境の再生でございます。

1 河川・海域における水質の改善で、河川の環境基準の達成状況としては88%でございます。生活排水対策といたしまして、多摩地域における下水道普及率の向上を実施しております。また、工場・事業場に対しては、環境確保条例により、窒素、燐の上乗せ基準を設定、また下水の高度処理の促進などを進めております。

2 水循環の再生といたしまして、雨水浸透・貯留の推進。河川水量の確保といたしましては、鉄道等のトンネルから湧出する地下水の環境用水を利用して河川等へ導入する事業を実施しております。また、再生水の利用といたしまして、ビルのトイレ用水、環境用水などとして供給するとともに、地下水の保全と地盤沈下の防止としては、地下水の変動をモニタリングしております。

37ページをごらんください。

水辺環境の保全と再生といたしまして、潤いのある公園と水辺の整備。湧水などの保全といたしまして、東京の名湧水57選を選定・公表するなどの取り組みをしております。

最後に、第3節 生物多様性の確保と自然とのふれあいといたしまして、生物多様性の確保では、自然保護条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物保護区の指定。また、最近問題になっておりますシカの食害による農林業被害を防止するための特定鳥獣保護管理計画の策定などについて取り組みを進めております。

2の環境と観光の調和といたしまして、自然保護と観光の両立のための仕組みづくりとして、東京都版エコツーリズムを推進しております。また、自然公園利用者のマナー向上の指導を行う、いわゆる都レンジャーの配置を平成16年度より実施し、現在9名、高尾に3名、奥多摩3名、小笠原3名を配置しております。さらに小笠原につきましては、世界自然遺産登録に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上、ちょっと長くなってしまいましたけれども、説明を終わります。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。どうも環境基本計画というのは、自治体の政策のデパートみたいになっていまして、お話を全部伺っていると、やっぱり百貨店かデパートですね。

これからちょっとご議論いただくんですけども、今、大塚委員がいらっしゃいまして、先ほど、部会長に事故あるときはその職務を代理をする委員ということで、先ほど皆さんのご了解を得ましたので、どうぞよろしく。

【大塚委員】 大塚でございます。よろしくお願いたします。

【福川部会長】 それでは、早速、いろいろな検討、議論をしたいと思いますが、要するに全体のスケジュールでいうと、1枚紙が入っていると思いますけど、この会として独自にやるのはあと秋に1回お話を伺って、あと来年の5月に拡大部会で最終報告について意見を言う。要するに1年かけて点検を行うということになっているわけですね。そういう意味で、余り会合で意見を言うチャンスというのはそうないわけですが、いずれにせよ、きょう挙げ

ていただいた項目について、これから事務局でより詳細な点検作業に入るといことです。ですから、きょうの議論は恐らくその点検作業を行うに当たって、あるいはこの点検作業を行った結果が次の環境基本計画に反映されて、新しい課題を見つけながら新しい政策を提言していくという格好で進行していくんだらうと思いますので、ぜひ、そういう次のステップへつながるような点検のあり方についてご議論いただければというふうに、あるいはご指摘をいただければというふうに思います。

それでは、進め方なんです、時間は恐らく当初予定で40分ぐらいと伺っていて、ちょっと時間があれですが、議論が熱中すれば少しと思いますけれども、いずれにしろ一遍にやるのは大変ですので、幸い3つに分かれておりますから、この3つの柱、健康と安全、それから地球環境、それから自然環境の保全と3つの柱に一応分けながらご意見を伺っていくというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、まず1番目の健康で安全な……。その前に何か全般に関してご意見ありますか。個別のところに入ってしまったんですが。

【下村委員】 ちょっとお伺いしてよろしいですか。

【福川部会長】 はい、どうぞ。

【下村委員】 私は今年度からなのでちょっとお伺いをしたいと思うんですが、掲げておられる目標と、それから展開されている施策との関係の問題なんですが、点検されるときに、目標の方で、これは数値目標を掲げておられるのが多いので検討しやすいんだらうと思うんですけど、展開されている施策自身はもうちょっと広範ですよ。そこはどういう関係になって点検が進められるんでしょうか。

【福川部会長】 何かお答えありますでしょうか。目標はかなり数値目標で具体的に挙げられるようになっていますので。

【小川副参事】 2つに分けられるかと思うんですけれども、1つは数値目標自体は、毎年何らかの測定をしているものについては、年度、年度で毎年新しく出てきますけれども、最終的に基本計画で掲げている目標につきましては、2015年というところのおしりを切って掲げている課題ということになります。基本計画ですので、個別の施策が具体的に書かれているわけではありませんので、この基本計画にぶら下がるというか、それぞれの事業主体である各局の個別の事業がそれぞれ施策としては展開されてきておりますけれども、それが総和としてその目標ときっちり一致するかというと、そういう分野もあれば、そうでないところもあるということで、数値に対しての施策がカチッとあてはまるものについては、ある

程度そういうご議論をしていただければよろしいのかと思いますし、もしくは、例えば今回のアスベストみたいな予期せぬものとか、例えばそれぞれの分野ごとの目標でも、こういう方向だけではなくて、もっと切り口を変えた取り組みが必要というようなご意見がいただければ、そういうものをいただける場かなど。ちょっと直接のご回答にはならないんですけども、そういうような視点でとらえていただきたいと思います。

【下村委員】 そうすると、点検そのものは2つの枠組みの中で行われるということですか。数値目標がクリアされているかどうかというのは比較的是っきり出るもので、もう1つは、施策のいろいろ項目をブレークダウンされる中で、ちゃんとトータルに進められているかどうかというか、それは質的な評価になるのかもしれませんが、2段階で点検されるということになるのでしょうか。というふうに理解してよろしいんですか。

【小川副参事】 かつちりそういうふうにもうまくいけばということもありますけれども、概念的にはそんな形で点検していくんだらうというふうに考えております。

【福川部会長】 数値目標が掲げられているものはそれなりに非常に重要な・数値になっていないものの中にはありますけども、目標であって、それをさまざまな政策は達成していくということの目的のために書かれているわけですね。もちろんそれだけじゃないものもあるかもしれません。目標自体は2015年、あるいは2010年のものですので、今回の点検では多分その途中が出てきて、これが2010年までにできるんだらうとか、できないとすれば、どういうふうな手を打つべきなのかという課題を見つけ、できれば、多少その方法まで少し議論ができるというのが点検だと考えていいんですかね。

【小川副参事】 はい、そういうことになるかと思います。数値で、例えば逆に、ヒートアイランドの熱帯夜の日数を何日とかいう目標につきましては、恐らくそうかという話にはなかなかかなりにくい目標もございます。これについては、逆に施策メニューとしたり、環境だけではなく、いろいろな方面での取組みを複合的にこういうふうにやっていかなければいけないんじゃないかと、そういうようなご提言もあるのではなからうかと思っています。

【福川部会長】 下村委員、よろしいですか。

【下村委員】 わかりました。私も少し参加しながら自分なりに整理していきます。

【福川部会長】 なかなか幅が広過ぎて、かつ非常に明快な数字があるものもあれば、ないものもあるということで、大変ですが。

あと全般に関して。森口委員、お願いします。

【森口委員】 私も当年度から新たに加わらせていただいたものですから、各論に入ります

前に一言ちょっとお聞きしたいと思うんですが、私もお話を聞きながら、環境政策のデパートというようなことかなと思っておりましたところ、部会長が全く同じ表現でおっしゃいましたので、ある種のこれは共通認識なのかなという気がいたします。国の方の環境基本計画ですとか、循環基本計画の策定等に比較的長く関与してまいりましたので、そちらでの経験も含めての感触なんですけれども、個々の分野ごとのこういう目標というものを隅々までこれは非常に網羅的になされていると思うんですけれども、こういったものをすべて積み上げたものが全体なのかどうかという点で、何と申しますか、全体がややつかみづらくなっているのではないかなという感じは正直言ってするんですね。先ほどご説明のあった基本理念として書かれている、持続可能な社会への変革というものは全体としてどうなっているのかということが、こういう個別のものを点検していくということだけで必要十分なのかどうか。そのあたり計画の策定時点でどういうお考えであったか。特段のお考えがあったらちょっとお聞きしたいなという気がいたします。国の方の基本計画なんかでも、点検というプロセスに入ってしまうと、書かれているものを一つ一つ見ていくというプロセスに入るわけですが、それが果たして基本計画と呼ばれるもののプロセスとして、そういうものを本当に目指しているのかなということに関して少し自問自答するようなどころもあるものですから、もし古くから関わってこられた先生方を含めまして、基本計画というもののあり方そのものについて、過去にご議論がありましたらお教えいただければと思います。

【福川部会長】 木を見て森を見ないようなことになるのかもしれない。何か事務局の方から。

【大野参事】 お答え申し上げます。

まさに森口委員がおっしゃったことは我々も議論してまして、この基本計画をつくる時に大きく3つの目標を掲げました。この健康で安全、持続可能性、自然環境と。我々は今でもこの切り口は間違っていないんじゃないかというふうに思っております。全体で今いろんな取り組みをやっておりまして、それぞれ冒頭申し上げましたけれども、特に健康で安全な環境の確保に関しましては、ディーゼル車規制を中心に相当大きな成果があったんではなかろうかと思っておりますし、持続可能性の方も、まだそこまで明確な結果は出ていないけれども、かなり大事な方向に一步踏み出したんじゃないかと思っております。自然環境のところは、幾つかの新しい試みを始めたけれども、まだなかなか本格的な前進には至っていないだろうというふうな感触を得ておりまして、ぜひご議論いただきたいのは、その辺の我々の大ざっぱな感覚が正しいのかどうかというあたりについてご議論をいただきたいのと、そ

れから我々として目標として間違っていないと思っております、それに向けて当時、3年前にこういう施策でいけるんじゃないかと思ひまして、考えられたものを基本計画の中に入れ込んでいるわけです。ところが、そのときは気がつかなかったけれども、こういう3つの目標に向かって進んでいく上で、もっとこういうアプローチが必要であるとか、実はこれよりもこっちの方が大事なんだというようなことも恐らく3年たって出てきていると思うんですね。ぜひそういう点についてもサジェスチョンをいただければ、この後の環境行政の前進に大きな力になるかと思っておりますので、できれば、そういうざっくりとした角度からの大きなご指摘をいただければと思っております。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。という意味で、余り点検をこの会議で全部やっている、満遍なくやっている、かえって議論が分散しますから、次回あたりはぜひ何か少し集中と選択をうまくやって議論した方がいいと思ひますね。私もこの間ご一緒させていただいて、比較的計画レベルでは満遍なく出てきてしまうんですが、その政策や何かはかなり要点をうまくつかんで進められてきていると思ひますので、その辺はそれなりの成果は上がってきているんじゃないかとは思ひます。ただ、どうしても点検という言葉がぱっと出てきてしまうと……。余り全般的な議論をしていると……。

いいですか。ちょっとそっちは必要ですね。では、どうぞ。

【窪田委員】 私もきょうから新入りなので、ちょっと1つ質問なんですけれども、この環境基本計画の中で4部という部がありますよね。私は全体的な政策はもちろん重要だと思ひますけれども、それがやられるべきところでやられているかどうかという、現場からの検証みたいなこともすごく重要なのかなというふうに考えています。しかし、きょうの今のご説明の中では4部について何も触れられていなかったもので、その点についてはどういうふうにこれから点検をされていくつもりがあるのか教えていただければと思ひます。

【小川副参事】 4部、配慮の指針のところですか。

【福川部会長】 そうですね。

【窪田委員】 はい。

【小川副参事】 今回各分野ごとの施策の点検を第1回目ということで、全体の事業をどれぐらいやってきたかということで、第1回の企画政策部会の方にご提出させていただいておりますので、この部分については次回、今、各局への調査なども行っておりますので、そちらもあわせてきょうのご議論も含めて、もう一回提出させていただこうと思っております。

【窪田委員】 わかりました。ありがとうございました。

【福川部会長】 ありがとうございました。

基本計画のストラクチャーというのはなかなか難しいところがあって、この4部の扱いというのはなかなか苦慮されているところでもあると思いますけれども、一応そういうことで議題にはのってくるということですね。

大体全般はいいですか。また個別の議論の中でやっていただいて、また最後に少し全般について……。

それでは、早速ですが、まず1番目の健康で安全な環境の確保に関する部分で、点検に向けてご意見があれば。

飯田委員、お願いします。

【飯田委員】 各論の中で、今の全体の話も含めてコメントを。一通りご説明を聞きながら、1つは、先ほど森口委員もおっしゃったように、ますます統合的なアプローチが必要になってきているなということを感じました。最初の、特にディーゼル車は、東京都の過去の基本計画の中で最も目立ったというか成功した事例だというふうに思います。それで中身の施策をつらつら見ていくと、一つはこの自動車対策は、第2部の地球温暖化の方に実は最も有効な施策として入るべきというか、もっとそこで強化されていくべき施策というのが、出てきているような気がしますし、もう1つは、ディーゼルの中でも、いわゆるバイオディーゼルとか、今後普及を目指していくような、まだ今後いろいろ環境汚染の面からもっと検証が必要なんですけど、CO₂抑制の面からは普及を促していく方向でしょうし、バイオはもちろんディーゼルだけではなくてエタノール等々がもっとあるわけですが、そういった側面の第2部とまたがった、そこらあたりの統合性というのが必要なのかなと思います。

ディーゼルでこれだけ強い政策ができたのであれば、先ほど国に対して、温暖化の方では燃費基準を要求というふうにあったのですが、東京都がもっともっとこれは、例えば燃費なんかでもカリフォルニアがリードをとってC A F E基準をつくって進めていったような、そういったことも強い施策を交通で、温暖化の面でもトップランナーとして切っていけるといいなと思います。例えば、東京都のロードプライシングはその燃費基準と組み合わせてインセンティブをつくるとか、駐車対策の燃費の、あるいはバイオ燃料車とか燃費のいい車に関して優先的な駐車配慮をしていくとか、そこら辺を全部組み合わせていくような施策、今インセンティブとペナルティーとを組み合わせていくような施策を、しかもこの環境汚染とCO₂、地球温暖化防止等を組み合わせていくというのは、この交通の分野ではかなり大変ですけども、有効だし、ディーゼル車をやった東京ならではの力でそちらの方の施策を練って、

次の施策に持っていけるといいなと思います。

同じような観点でいくと、第1部に入っている、これは施策として行われているのですが、土壌汚染なんかも、実はこれは最後に来る第3部の水の、要は地下水の水質の保全に最も土壌汚染の場合は有効ということで、そういったところはもちろんつながってくるということで、あと水に関してはまた第3部のところでコメントしたいと思います。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。

これは3つに分けられてはいるけれども、やっぱり中では随分いろいろつながっていますが、もちろん分けないと話が進みませんからしょうがないと思うんですが。

そうですね。確かにディーゼルは一定の成果が上がりつつあるわけですが、恐らくこの5ページのあたりの交通そのものの制御とかマネジメントに関してはこれからの課題という感じですかね。それを燃費とか何かと組み合わせるといいんじゃないかという大変エキサイティングなお話を伺いました。

ほかにこのあたりでご意見がありましたら、どうぞ。

【市川委員】 ちょっと細かいところになってしまうんですけども、有害化学物質対策の推進のところの第2番目の予防原則とリスク・コミュニケーションというところで、次世代への健康影響に着目した化学物質対策の推進ということで、子どもガイドラインというのが作成されております。これはそれぞれにとっても活用できるいいものだと思って読んでいますが、実は1つだけ非常に気になるものがあります。それは食事編というものです。これに関しましては、都民の子供たちが安心して暮らせるようにとおっしゃっている割には、読むと非常に不安になってしまうというリスク・コミュニケーションの基本に返ってコンセプトから作り直していただきたいという、これは要望です。なるべく早急にお考えいただきたいと思っております。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。これについては何か事務局の方から。

【保坂副参事】 この食事編につきましては、管轄が福祉保健局の方であります。ただいまのご意見、必ず担当の方に伝えますので。

【福川部会長】 どうも余り考えていなかったかもしれない。市川委員、そのほかよろしいですか。

【市川委員】 済みません。今のことに追加してちょっと……。

【福川部会長】 では、もう少し何か、話の中身を多少簡単に。

【市川委員】 実は皆さん、読んでいらっしゃる方は少ないんでしょうか、委員の方で。済

みません、私もそんなにきっちり読んでいるわけではないんですけども、概要では全部読んでおりますが、子供たちの食生活を考える上で何が不安ですかということで、いきなり環境ホルモンが出てきているんですね。それで、行政では、多分消費者向けにいろいろアンケートをとっていらっしゃると思うんです、食生活で何が不安ですかとか。そういった消費生活モニターアンケートなどによりますと、一番不安なのは添加物とかそういうものだというお答えがあるんですね。にもかかわらず、いきなり環境ホルモンというのが出てきて、それに対していろいろ説明をしたり、それはそれでいいんですけども、実はこのガイドラインができた時点で環境省の方では、環境ホルモンはもうそれほど心配することはないんだということを実は言っているわけです。それで、このガイドラインの中ではダイオキシンなどについても記載がありまして、いろいろどうすればダイオキシンの摂取量が減らせるとかということまで書いてあるんですけども、それも環境省が出しているものとちょっと相反するような記載があって、読んでいる側としては一体どっちの言っていることを受けとめればいいのかと非常に混乱を招くのではないかと考えております。

ちなみに、私たちが摂取するダイオキシンというのは、大多数は魚介類からと言われておりますけれども、このガイドラインの中ではダイオキシンの摂取を減らすためには野菜を洗った方がいいという、ちょっと外れたようなことがいきなり出てくるので、ちょっと知っている人だったら、うん？ と思うようなことが書いてあったりするんですね。

それで、これは福祉局の方で全部つくられたというふうに理解してよかったですでしょうか。

【小川副参事】 全部というのは……。

【市川委員】 このガイドラインをつくられたときに、化学物質というふうにならなくてありますので、やはり環境局の方とタイアップでおつくりになったのではなかったのでしょうか。

【山内企画調整課長】 今ご指摘のあった子どもガイドラインについてなんですが、環境局とあとは福祉保健局と両局で一応いろいろ分野ごとに分けて作成をやっているわけですね。今、食品の方の関係につきましては、お話があったものについては福祉保健局、あと室内環境の関係なんかも、これは福祉保健局、当時の健康局で策定をしております。私どもの方でやっているのは、例えば、いろんな学校とか公園の遊具の関係、塗装に含まれる鉛とかを、大人に対する量と子供に対する量というのは、許容量というのは違うだろうと。そういう考え方に沿ってガイドラインをつくったり、いろいろ有害化学物質に対する取り組み、接し方についてつくってきているんです。ですから、大きな分けとしまして、確かに有害化学物質といいましても、環境局だけですべての分野はどうしてもカバーできませんので、今の福祉

保健局、それと私ども環境局で一定のすみ分けというか、分野分けをして取り組みをしていると。ですから、先ほど私どもの保坂の方からお話がありましたとおり、福祉保健局でつくった食品に関する部分ということで、例えば記述に適切じゃない部分があるとか、そういうことにつきましては、所管しているところにご意見をちゃんとお伝えして、その辺についてこういう話があったということをお伝えすることが一番適当かなと思っています。

【福川部会長】 では、この件は一応そういうことで、調べるということにしたいと思いません。

それでは、余り1個ずつまた長くやっていると……。また最後にどうせ、あるいはまた各個別のところでも全体の話になると思いますので、1部は大体よろしいですか。どうしてもということが……。

【大塚委員】 ちょっとおくれてきてこの辺の説明を受けていないので申しわけありませんが、簡単に2点だけ申し上げておきますが、1つは今の子どもガイドラインのすぐ下のディーゼル車と花粉症の関係等の花粉症の問題なんですけども、これはまだ原因が完全には多分わかっていないので、ディーゼル車の排出の微粒子も関係があるんでしょうけども、因果関係が余りちゃんと解明されていないので、対策をとろうと思っても非常に難しいのではないかと思うんですね。これは別に環境に限った問題ではないのかもしれませんが、ぜひ検討というか、調査をしていただかないと対策がとれないと思うので、ぜひ短期間に調査を完了していただきたいという、これはお願いします。というのは、現在日本の国民の3分の1とか4分の1とかが花粉症になっていると言われているので、国民病のようなことになっていますので、これを解決されると、多分石原さんの名前もまた上がると思いますが、そういう格好の取り組み材料ではないかというふうに思いますので、環境基本計画の中でもぜひご検討いただければと思います。

それからもう1つは、次のページのアスベストですが、最近新聞で結構問題になっていますけども、マニュアルを改定されたりして、検討されたり対策をとられているのはもう大変結構だと思いますが、恐らくマニュアルだけではちゃんとやってくれるかどうかかわからないので、この辺は国がやるのを待っているのではなくて、都としても何か取り組みをぜひ進めていただきたいと思えますけども、この辺は先ほど事務局の方からもお話がありましたけども、ぜひ計画の中で少し今後補充をしていっていただくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

【福川部会長】 では、これはそういうご要望ということでよろしいですか。次々と新しい問題がやっている間にも出てきますので、環境問題というのはね。タイムリーにちゃんときちんとやっていくということにしたいと思います。

それでは、第2部に行ってよろしいですか。また関連すれば戻っていただいて発言していただいてよろしいです。

では、第2部の地球温暖化、一言で言えばそういうことで、都市と地球の持続可能性、ヒートアイランド問題も含めてですね。この第2部に関連してご意見やご質問があったらお願いします。

【大谷委員】 私も今回から参加させていただきましたので、ちょっと誤解があったら申しわけないんですけども、全般的に計画、今回こうやって拝見して、割方やっぱりどうしても事業者といいましょうか。そういう企業とか、そういうところ向けの部分が多いのかなというのをまず最初に感じたわけでございますけども、実際にそういうことであつたとしても、これを実行されるのは都民の方というか、都にお住まいの方、あるいは近郊から通ってきて、そういう企業で働かれる方ということになりますので、やっぱりそういう方自身の認識というか、意識がどうこれで変わっていくのかという、そこが基本的にはあるのではないかなと思うんですね。こういう器というのか、仕掛けというのか、こういう施策が幾つも出てきて、これはこれですばらしいことだと思うんですけども。あともう1つは並行して、そういう方向への啓発というんでしょうか。そういうふうな部分の施策というのか、物がプラスオンされていけば、さらに効果は高まるんじゃないかなと。一部お子様向けにキッズISO10000人参加計画ですとか盛り込まれておりますけども、実際にごみを出す大人ですとか、何でそういうことでやっていかなくちゃいけないのかという、その辺まで理解を求めるようなこともかなり必要な時期ではないかなと。個人的には私の周りを見回しても、なかなかそういうことへの理解をされている方が非常にまだ少ないというのが現実のような気がしますけども、これは私だけかもしれませんが、そんなことがありましたものですから、ぜひそういう方向のことも今後何か図られればよろしいのかなと、こんな感じがいたしました。

【福川部会長】 まあ、そうですね。いろんなエネルギーの使用量、それからCO₂の排出量を含めて、家庭のものというのはかなりの量を本当は占めているわけですね。

原委員。

【原委員】 今の大谷委員のご意見はもっともだと思いますが、恐らく、これが当然といえば当然なんです。施策、施し策という位置づけなんですね。もともと基本計画というのは環

環境基本法に基づいてつくられたものでありますから、その基本法の理念が何であるのかということをもう一度よく読み返す必要があるだろうと。これは循環・共生、これはここに書かれたとおりでありまして、極めて個別的に表現されているんですが、あと2つはたしか私の記憶では参加と国際協力だったと思うんですね。今、大谷委員が言われたのはその参加の部分に対して、やはり行政としてはなかなか表現が難しいと思うんですけども、こういうものをつくって東京都民にアピールするときにはやっぱり参加という視点が1つ必要になる。

それから散見されますけど、やはり世界の東京ですから、国際協力とは言いませんけども、それらしいくり方というものがあると環境基本法と基本計画の連動性がより明確になるんじゃないかと。そういう認識を持ちましたね。

【福川部会長】 ありがとうございます。

【小川副参事】 1点確認なんですけれども、国においては、環境基本法に基づいた環境基本計画なんですけれども、東京都は環境基本条例に基づいて基本計画をつくっているのもともとの理念のところはちょっと違うというところだけのご了解しておいていただければと思います。よろしく願いいたします。

【福川部会長】 法律と条例は違うけど、理念も違うんですか。ちょっと教えてください。

【原委員】 それはどっちが先行しているんですか。東京都の条例が基本法に先行したんですか。たしか93年と95年でしたよね。

【小川副参事】 どっちが先かというのは……。

【原委員】 東京都が先であるなら余計なこと、やっぱりしっかりやっていただきたいですね。

ついでにもう一言言わせていただきたいんですが、2章のところでも非常に重要なことを言っています。例えば、税制調査会でもって環境税が必要であるというようなことを言っておられますね。

それから、27ページの容器包装のところでも、これはやっぱり費用を事業者が負担すべきだと。これは明らかに政府と対決しているか、あるいは政府が今審議中のことを指摘しているわけですから、こういうこともやはりどこか項目をつけて東京都はいかに政府と戦ってきたかという過去の歴史を踏まえて、ぜひそういう項目をつけていただきたい。

それで、「劇的に大気環境を改善する巨大な成果」と。これはちょっと知事にもう少し文学的表現を考えていただいてはどうかと。いかにも力が入ってすごいんですけども、空振りという雰囲気がないでもないですから。

【大野参事】 うちの中でも国の環境基本法の参画・共生というのは非常に反対とか異議があるというわけではございませんけども、事実関係から申し上げますと、東京都の環境基本条例は平成6年につくられたものでございまして、環境基本計画自体は法じゃなくて基本条例に基づくものでございます。我々の国との戦いというお話でしたけども、十分過ぎるほど戦ってまいっていると思っておりますし、それから今の巨大な成果と、確かに若干力が入っておりますけども、そう言ってもおかしくないほどの成果を上げたのではなからうかというふうに自負をしております。

【福川部会長】 いいですか。

【原委員】 いいですかと言われると答えようがないんですけど。

【福川部会長】 どうぞ。

【飯田委員】 またちょっとこの分野に関係する総論に戻ってコメントしたいと思います。特にこの計画に沿って点検をするときに、対象分野の変化が1つは非常に早い。それから、領域も広がっていて、先ほどのような相互作用性もあるといったところをどういうふうに織り込んでいくかですけれども、少なくともそれを点検の対象に我々自身も入れた方がいいかなと思います。

具体的には京都議定書も発効されました。それから、政府の方では温暖化対策法が今回改正されましたし、2015年という期間で考えると京都議定書の次の話も出てきますし、新エネRPS法が施行され、さらにその改正など、そういう法律レベルでも現に動いてきたところを織り込んで、また我々はここに帰って把握点検していくというところが必要かなと思います。

それから、これはちょっとどこに入ってくるのか、そもそも環境基本計画の中に入ってこなかったのかもしれませんが、景観法のような話もひょっとして環境と健康と、環境と美しさのようなもの、そういうものに領域が徐々に広がっているというふうに考えてもいいのかなと思います。

もうちょっと広げて言うと、昨今、いわゆる高層ビルの波がどんどん来ています。これは都市計画の話なんでしょうけども、しかし、1つは高層ビルがどんどん林立していく、この土地を合理的に使うべきだという、土地の市場原理主義のようなものが一方ですっと進んでいます。そういう都市観に対して、景観とか人の住む、まさに健康で安全な環境という都市環境というそういう視点からこの環境審議会をどう受けとめるべきなのかという議論と、もうちょっと直接的には、やはりああいう高層ビル化の波はダイレクトにエネルギー消費や環

境負荷に影響していくという、そこら辺をまたどう受けとめていくのかという話と、そういう話がもう少し広い話としては点検の条項では読み取れないというか、それをやはり入れていく必要があるのかなと思いました。

あとは、施策の部分では二酸化炭素がかなりふえています。それに対して環境確保条例をちょうど強化したところで、これから施策を拡充し、その施策効果をこれから見ていくというところだと思います。幾つかの温暖化対策ではとりあえず施策導入が終わったわけですが、自然エネルギー、それから先ほどの交通といったところは・・交通はまだこれからですが、自然エネルギーはまだパイロットが始まったところですので、今後は施策導入による拡充が必要となります。このように、全般に施策のビジョン、計画があり、枠組みが整い、パイロットが一部で始まり、今度はそれを拡充して広げていくフェーズで見ていけばよいかと思いました。そういう視点から、自然エネルギーとか交通とか、今回の点検の中で施策として入れていく領域を洗い出せばよいのではないかと、そういうふうに思いました。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。関連して。

森口委員をお願いします。

【森口委員】 この2番目のところというのが、恐らく私が最初に発言させていただいた全体観の議論に非常に適した部分なのではないかなという気がしておりまして、2点ほど申し上げます。1点目は、前回私は欠席したんですが、総会のご発言の中で、少し世界への情報発信みたいな議論もあったようで、カリフォルニアなんかを例に出してというお話があったかと思いますが、先ほどの原委員のご発言にも関連するかと思いますけれども、やはり東京ならではの部分というのは必ずあると思うんですね。国のは平均値で、国の全体の話と東京の抱えておられるいろんな特殊事情というのがあってと思いますので、そういう意味での、もちろんトップランナーという意味もあると思いますし、やはり東京ならではの部分を非常に強く出していただきやすい部分ではないかなという気がしますので、そのあたりぜひお願いをしたいなという気がします。持続可能な社会という基本理念でも、地域、地域によって全く事情が違ってしまうので、ここにまさにお書きになっているような持続可能な都市づくりということ、ある程度強烈にそういうメッセージを打ち出していただければなという気がいたします。

2点目はちょっと各論に入るんですが、先ほどCO₂の排出量、あるいはエネルギー消費量の中で、いわゆる民生部門という議論があるかと思いますが、家庭だけではなくて、いわゆる業務部門というのがこういう大都市ならではの非常に特徴的な部門かなと思います。業務

部門というのはよくくくられますが、そのような定義があるわけではなくて、種々雑多なものがここへ入ってきますし、その大都市ならではの非常に匿名性の高い分野だと思うんですね。だれが責任を持っているかというのは非常に見えにくい分野だと思っております、ここは都庁さんですからいいんですが、いわゆるこういう会議に出てきまして、いわゆるいろんな貸しビルの会議室に行きますと冷房が非常にきき過ぎているというケースがよくあると思うんですが、一体だれに向かって物を言っているかというのが正直言ってよくわからない部分があるわけですね。東京都さんのお仕事は都民に向けてというところではあると思うんですけれども、そこに関わっている人たちというのは、非常にいろんな属性を持った人たちがそこへ入り込んでいるものですから、そういうところの管理というのは一体どういう概念でやっていくのかということに関して少し踏み込んだ考え方、こういう大都市ならではのいろんな人が入り込んでいるということをどういうふうに考えていくのかということが何か必要じゃないかなという気がしております、その辺、その基本計画の中で、どのあたりでそのあたりを読み込めるのかなということをやっと読ませていただきながら、なかなか難しい問題かなと思っていたんですけれども、少しちょっとそういう具体的な例も引きながら、この2番目のところを、非常に地道なアクトローカリーの部分と本当に世界に冠たる実績をつくっている、ちょっと両面でお考えいただければなという気がいたしました。

【福川部会長】 どうもありがとうございます。これに関して特にいいですか。

【木村計画調整課長】 1つ今の業務部門が特徴的だということで、私ども今回地球温暖化対策計画書制度を新しく強化いたしました。その中でテナントビルなどでは、国の省エネ法なんかですと事業者単位で計画、届出が出されていますけれども、私どもの制度はビル単位という形で、そのオーナーとテナントがいかに協力するかというようなところを重点にしようということで、これから指導、助言が入りますけれども、その辺は重要なポイントと位置づけております。

それからもう1点、先ほど消費者との接点で、私ども家電のラベルですとか、マンション表示というので義務は事業者には義務づけをしておりますが、それを見た消費者がいかにいい商品、いかにいい建物を選択するかということで、まさにこの効果は消費者の行動にかかっている。そういうような接点で私ども制度設計をしているところでございます。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。やっぱり第2部が一番そういう意味ではおもしろいというか、いろんなことが集中的にあらわれるところで、この点の議論は多いと思うんですけれども、幾つか点検に向けてポイントについてご意見をいただきましたので、

ぜひその辺を酌み取りながら進めていただければと思います。

ちょっと先を急いで申しわけありませんが、とりあえず、次の第3部に関してはいかがでしょうか。ここでご意見を伺って。

【原委員】 よろしいですか。少し具体的なことで疑問があるんですけど、33ページの「市街地における緑の回復と農地の保全」というところですね。真ん中のやっこさんのところで「生産緑地制度を活用した農地面積の確保」とありまして、ここに数値が出ておりますが、「平成16年度の生産緑地面積は3,743ha（平成4年度から約6%減少）」となっておりますが、この程度でしょうか。多摩は多分半減したと思うんですけど。これは23区のこと限定しておっしゃっているわけですね、当然。いや、恐らく5割以上減っているはずですよ。

【小川副参事】 原委員もご存じのとおり、農地には市街化農地と生産緑地とありますので、要は農地全体はすごい減っていると思います。ただ、生産緑地と指定の制度は引き続き、解除はありますけれども、有効という意味で、この記載ですので……。

【原委員】 これはしかしもう一回チェックされた方がいいと思いますね。市街化区域か調整区域かを抜きにしても、もっと激減しているんじゃないかと思うんですね。

【小川副参事】 恐らく農地全体でとらえると1,000ヘクタール、2,000ヘクタールのオーダーで出ますので、それは間違いないと思いますけれども、生産緑地に限ってということの数値を書かせていただきました。

【福川部会長】 というか、農地の保全はどうも生産緑地だけでは不十分だという、そういう話になっているわけですね。

【小川副参事】 そういうご指摘をいただけるとありがたいと思います。

【原委員】 いや、そういう意味なんですけど……。それから、森林環境保全地域を青梅の上成木で1号として指定したとなっておりますが、これはどういう地域を指定されましたか。東京都の水源涵養林とか、あるいは既に国有地で秩父・多摩の国立公園のある地域であるとか、既にある規制の上にまたかぶせたんですか。それとも全く新たに東京都独自のものとしておつくりになったんですか。

【渡邊緑環境課長】 青梅上成木の森林環境保全地域ということですよ。地元の林業関係の民間の方のお持ちの土地にこの保全地域を指定しています。それで、ほかの規制があるかと、ちょっと今細かい資料がないんですが、たしか保安林に一部指定されている部分もあったかと思えます。ただ、これは規制と申しますか、そちらというよりは、手が入らなくなってい

て保水面で土壌がかなり弱くなっている。間伐を企業や民間ボランティアの方の力を得て、民間の所有者の方と一緒にやりましょうという形でやってございますので、そういう意味ではここを開発から免れて守っていきこうというのではなくて、どちらかという健全な森林に育てていきこうと。そういった視点からここを指定しているというところでございます。

【原委員】 かなりユニークな視点ですね。

【渡邊緑環境課長】 そうですね。場所はもう東青梅からでも車で1時間ぐらいかかった本当に山の中でございます。

【原委員】 通常こういう場合には保全というか、プリザベーションに近い形で、利用よりは保全という形で指定してきますよね。この場合は民有地ですから、そこまでは立ち入っていないということですね。

【渡邊緑環境課長】 むしろ民有地で手が入らない部分がありますので、そこに民間のボランティアであるとか、企業の方に参画をいただいて手を入れましょうという形です。

【原委員】 まあ、そういう意味の保全もよく理解できますけどね。しかし、特異ですね。非常におもしろいです。

【福川部会長】 うまくいけば、これが都市農地の方にも及ぶというふうに……。

どうぞ。

【下村委員】 今のご議論にもちょっと関係するんですけども、恐らく自然環境の保全の概念とかとらえ方というのは大分シフトしてきているんだと思うんですね。今おっしゃっていた、割とプリザベーションというような形で守っていくということから、徐々に人手を継続的に入れて状態を維持していくというか、あるいは、そこから出てくる生活文化とか、文化的景観だとか何かを維持していくという方向に変わってきているんだと思います。このあたり、ここの部門も、先ほど来出ている住民の問題というか、かなりここ数年でそちらにウエートが移ってきているというか、参加ですとか共同というような側面で、特に空間環境の整備とか形成というのは、そういう方向で進めていきこうというのが出てきているので、結局その参加とか、あるいは共同を支援するためにどういうことをやってきているのかというようなストーリーというか、見方がちょっとあった方がやはりいいのかなというふうに思います。それはほかの部門ではずっと今出ていましたけれども、環境形成、こういう空間の場合には特にそこが、先ほど来、飯田委員が出された景観法なんかでもそういうことがはっきり流れとして出てきていますので、そういう動きの視点から項目を再編を培養としていただくといいのかなというふうにちょっと思いますけれども。

【福川部会長】 どういう主体がどう取り組むのかですね。一方的な規制だけではもちろんだめだし、行政が全部やるというのもだめであって、どこまで市民やNPOの力を、あるいは企業の力をうまく共同で発揮できるようにすることができるかというのも、多分、次の環境基本計画の新しいテーマであると。飯田委員は必ず1部に1カ所発言されているんですが、ここはいいですか。

【飯田委員】 では、これとあと今度は戻って全般のコメントも申し上げます。

まず、この章の各論でいうと、1つは水の話です。こちらは水質の保全と水循環なんですけども、都市の水のデマンドコントロールというか、水量をもうちょっと下げていくような、福岡なんかは随分あれですけども、節水こまをどんどんやったとか、あるいは節水シャワーヘッドとか節水トイレとかも普及させていくことによって、特に節水シャワーなんかは、環境省の一人1分じゃないけども、そういう小まめではなくて、技術的な手法によって温水が減るので、まさに地球温暖化防止の方にもまた戻っていきますし、それから都市は水の消費者ですから、水源を保全していくという意味では、やはり水のデマンドをコントロールというか、そういう視点があってもいいのかなと思います。それは温暖化の方に戻っていきます。

それから森林の方は、必ずしも私は専門家ではないんですが、この森林再生の仕組みが実質機能するのかなというところをもうちょっと検証していった方がいいのかなと思います。例えば、生産林は補助金があって間伐材ができるということですが、それが動いていないという現実が日本国じゅういろいろあります。それに対して、今幾つか、たしか富士宮の森林組合だったか、その民有地もすべてあわせて、本来森林組合が民有地もすべて一括して受けて、それをきちんとサービスをお返しするような、ドイツとかフィンランドなんかでやっているような、本来あるべきサービス事業に徹することによって、たしか、既に日本でも1億円ぐらいの利益が出るようになって、とりあえず回るようになってきたそうです。そういう事例をたしか富士通総研の梶山さんがかなり詳細に分析をされていましたが、日本のあらゆる分野で、本来そういうサービス事業であるところが、補助金ぶら下がり事業に変わっていて機能していないというところがあると思います。農協なんかもそうですが、森林組合はその典型的な例だと思うんですね。それをちゃんと機能させるというところに踏み込んでいくことによって森が回っていくし、逆に保全できるところは保全していくという、そのところを細かく見ていかれたらどうかなというふうに思います。

あとちょっと総論に戻って、これできょう私は終わりにしたいんですけども、第1に、

最初に述べた統合的な視点みたいなチェックを我々は入れていきたいと思います。2点目は先ほどの周辺状況の変化というのを織り込んでいく。それで3つ目は、先ほどあったアスベストもそうなんですが、新しい知見とか、突発的なものがぼんぼん出てくる状況を折り込む必要がある。例えば、BSEなんかは入るのかなとか、遺伝子組み換え食品とか、あるいは鳥インフルエンザとか、ここ数年ぼこぼこいっぱい出てきているものについて、どこまで環境審議会は視野を広げていくのかなというところは、議論をしておく必要はあるかだと思います。入らないなら入らないということでもいいと思うんですが、最初に健康という言葉が入っていますし、先ほど食の話もあったので、視野を広げていくことは必要ではないかと思っています。

最後に、予防原則と汚染者負担原則という、これは環境政策では根幹となる非常に重要だと思いますし、この予防原則は高々とうたわれているというのは非常に素晴らしいと思います。それが現状は個別の施策のところにあるため、ここだけに矮小化されているような気がします。本当にそれがすべての施策に、環境政策全般に、汚染者負担原則は先ほど原先生がおっしゃった容り法のところでもあらわれているように、これが実はすべてに通じていくんだよというところに、この点検だけでみなしていくのはあれかもしれませんが、そういう形で問題提起をしていって広がっていくと、まさに日本の環境政策をリードしていく哲学が表にあらわれてくるのかなというふうに思いました。

【福川部会長】 どうもありがとうございました。もうここは3部だけじゃなく総論でやっていただいて。

【大塚委員】 今、飯田委員がおっしゃった汚染者負担原則という原則を理念として掲げるというのは私も大賛成で、ぜひやっていただきたいと思います。それは今回なのか、環境基本計画の見直しするときなのかよくわかりませんが、ぜひ打ち出していただけるとありがたいと思います。全体的な環境政策の基本として打ち出していただけるとありがたいと思っております。

ちょっと細かいことですが、環境影響評価の話というのを、ちょっとばあっと見て私は見つけていないんですけども、どこかに出ているんですかね。どこに出ていますかというのが1つと、それからもう1つ、35ページの下の地下水位とか地盤変動量のモニタリングということで結構重要だと思いますけれども、資料1の右の下の方にも「35地点で上昇、7地点で低下」という話が出ていますが、これはもし42地点しか調べておられないとすれば少し少ないような気がしますし、その辺はいかがとか、あるいはこれをどう評価するかと

かというあたりをちょっと議論していただきたいという感じがしております。

以上です。

【福川部会長】 では、ともあれ、環境影響評価はどうなっているんですかね。

【小川副参事】 制度そのものは第1章の第3節の中に記述としては載せてあるんですけども、実際基本計画の方では、環境政策を横に貫く制度ということで、実際には第3部の方で記述のある、手法としてはそちらの方に入っております、今回の点検の中には細かくは入っておりません。

【大塚委員】 どのぐらいの範囲、規模のところについて環境影響評価をやるかとかいう問題があるので、議論の素材にはしていただきたいと思いますが、ここに入っていないのはわかりました。

【福川部会長】 では、地下水のことや何かはまた調べていただくということで。

あと、もう時間が実は過ぎているんですが、どうしてもご発言しておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

【森口委員】 アセスメントの話は私もちょっと伺おうと思ったんですけども、いわゆる個別の事業のアセス、あるいはその早い段階での計画アセスという話は書き込まれているような気がするんですが、都市全体といいますか、もう少し全体、いわゆる今の言葉で言うと戦略アセスですか、ああいったものに関して東京都さんの方でどういう形でこの基本計画の中では位置づけておられるのか、ちょっと事実確認だけお教えいただければと思います。

【福川部会長】 では、お答えの方をお願いいたします。

【木村計画調整課長】 まず、計画段階アセスメントについては、14年に条例改正をいたしまして入れました。それで実際に豊洲の新市場の計画など2件で計画段階でのアセスというのを始めております。実際に案件が出てきたという状況でございます。さらに、計画段階アセスの中にも、複合、総合計画という形で、30ヘクタール以上の開発をする場合にもその計画段階のアセスメントをするということで、条例改正はしておりますが、まだちょっと実際の案件が出てきておりません。しかし、無きにしも有らずなので、実際出てくれば、具体的な事例を積み上げていきたいと思っています。

【福川部会長】 アセスメント制度は全体の環境政策の中でどうあるべきかみたいなことが少し点検の中ではあるのかなと思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。次にお会いするのは秋ですので、何かぜひという方はご発言していただくと。ちょっと時間過ぎていますが、よろしいですか。

【原委員】 ちょっと簡単なことです。これは東京都民に向かってはどんな形で情報は送り出されるのでしょうか。

【小川副参事】 企画政策部会のきょうの資料につきましてはホームページに出しますので、5月の取りまとめの後に都民の意見ということでオープンにしましてご意見をいただこうと思っております。

【原委員】 意見をいただくだけでよろしいんですか。何かさっきの話に戻るけど、こういうことをしてくれとか、何とかしろとか、別に行政だけの責任じゃないというような投げかけ方はしないんですか。

【小川副参事】 もちろん資料3の下を見ていただきましたとおり、今後の施策への反映という形で、それは当然東京都としてやっていけるものは施策への反映という形で取り組んでいきますけれども。

【福川部会長】 これに関してはそういうことだろうと思いますが、それを踏まえて原委員がおっしゃるようなやり方が出てくるということでしょうね。

それでは、済みません、何か司会が不手際で。なるべくまとめなんて言わずにさっさといろんな皆さんのご意見をできるだけ出していただこうとしましたので、ぜひ、いろいろ出たご意見は議事録の方から期待して、そちらを事務局の方で酌み取っていただければというふうに思います。

それでは、事務局の方からほかに何か。

【小川副参事】 1点、十分ご説明していない点があったかと思っておりますけれども、今回いただいて、この会議としては、こちらのスケジュール(案)といたしましては、秋と5月ということですが、この間にほかの審議会のそれぞれのご専門の委員の皆様にもこちらの資料をごらんいただきながら、個別に意見をいただきたいと思っておりますので、個別に意見聴取という形で取り組んでいきたいと思っております。当然、この企画政策部会の委員の方におかれましても、個別にご意見をメールでもお手紙でも、どんな形でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思っております。特に有害物質などの分野ですとか、健康などにつきましては、それぞれのご専門の分野の先生もいらっしゃいます、また水環境についても、この部会に入っていない先生についてもご意見をいただいきたいと思っております。そういう段取りで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【福川部会長】 では、秋にかけて精力的にいろいろ点検作業が行われるということですので、ぜひご協力をお願いいたします。

それでは、以上で終了です。どうもありがとうございました。

午後 4 時 4 1 分閉会